

MSフリーローン

平成25年1月21日現在

商 品 名	MSフリーローン
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none">・当金庫の営業地区に居住又は勤務する個人の方・原則として、申込時20歳以上65歳以下で安定した継続的収入のある方・三菱UFJニコス株式会社の保証が得られる方
資金使途	原則として自由（但し、事業資金、旧債返済資金等は除きます）
ご融資限度額	10万円以上 300万円以内（1万円単位）
ご利用期間	6ヶ月以上 8年以内
ご融資利率	年13.0%（保証料込）
ご返済方法	<ol style="list-style-type: none">① 毎月元利均等割賦返済とし、ボーナス併用による返済も可能ですが、但し、ボーナス返済分はご融資金額の50%以内とし、6ヶ月毎の間隔とします② 元金返済の据置はありません
保証人・担保	原則として不要です 但し、三菱UFJニコス株式会社の判断により連帯保証人が必要となる場合があります
苦情処理措置 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none">・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または総務部（9時～17時、電話：096-355-6112）にお申し出ください。・紛争解決措置 熊本県弁護士会（電話：096-325-0913）、鹿児島県弁護士会（電話：099-226-3765）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部若しくは全国しんきん相談所にお問合わせください。